

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年環境省令第 3 号）は、平成 26 年 2 月 28 日に公布され、同日から施行された。

については、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺憾なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正の趣旨

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 特措法」という。）に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）の届出については、PCB 特措法第 8 条に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、毎年度、都道府県知事に届け出なければならない」と規定されている。PCB 特措法の施行後 10 年が経過したことを踏まえ、平成 23 年より、有識者により構成される PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会を開催し、施行状況及び今後の処理推進策について検討した。その結果、PCB 特措法第 8 条の届出様式について、「高圧トランス・コンデンサ等が微量 PCB 汚染廃電気機器等かの識別がつかない届出が少なくないため、今後、届出様式の改善等を行い、高圧トランス・コンデンサ等、微量 PCB 汚染廃電気機器等のそれぞれの状況を確認できるようにすることが必要である。」等の提言があった。

このような状況を踏まえ、PCB 特措法の届出様式を変更することとしたものである。

また、PCB 特措法第 11 条において、環境省令で定める以外の PCB 廃棄物の譲受け及び譲渡しが禁止されており、PCB 特措法施行規則第 8 条において PCB 廃棄物の譲受け及び譲渡しが認められる場合が列举されている。

今般、特別管理産業廃棄物処理業者及び無害化処理認定業者に係る PCB 廃棄物の

譲受け及び譲渡しの法的関係をより明確化するため、PCB特措法施行規則の規定を整理することとしたものである。

第2 改正の内容

1 届出様式の改正について

廃電気機器の製造者、製造年月及び型式等から、低濃度PCB廃棄物か否かを判断するための項目として、PCB特措法施行規則に規定する様式第一号、様式第二号及び様式第三号における「廃棄物の型式等」欄に「型式」項目を追加するとともに、「区分」欄を追加した。

2 譲受け及び譲渡しに係る規定の改正について

PCB特措法施行規則第8条に、PCB廃棄物を保管する事業者等が当該廃棄物の処理を委託する場合であって、次に掲げる場合を追加した。

ア 事業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者がポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を委託する場合であって、次に掲げる場合

- ① 事業者がそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を廃棄物処理法第十二条の二第五項及び第六項の規定に従って収集運搬業者若しくは処分業者又は無害化処理認定業者に委託する場合
- ② 収集運搬業者が、事業者から委託を受けたポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を、処分業者が、事業者から委託を受けたポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を、それぞれ廃棄物処理法第十四条の四第十六項ただし書の規定に従って委託する場合
- ③ 処分業者が廃棄物処理法第十二条第五項に規定する中間処理産業廃棄物の処理を同法第十二条の二第五項及び第六項の規定に従って収集運搬業者若しくは処分業者又は無害化処理認定業者に委託する場合

イ 収集運搬業者又は無害化処理認定業者が、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を、処分業者又は無害化処理認定業者が、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を、それぞれ廃棄物処理法第十四条の四第十五項の規定に従って受託する場合